

平成28年第2回定例会（12月議会） 産業観光分科会・委員会 提出資料

平成28年12月8日
産業労働部

【議案（追加提案）関連】

公 営 企 業 課 企業職員の給与の種類および基準を定める
条例の一部を改正する条例案について …… 1

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例案について

公 営 企 業 課

1 改正理由

給与の減額の対象となる部分休業に係る子の範囲を拡大するとともに、介護時間の承認を受けて勤務しない時間については給与を減額する等の必要がある。

2 改正内容

(1) 企業職員の給与の種類および基準を定める条例（昭和31年秋田県条例第51号）の一部改正（第1条による改正）

① 給与の減額の対象となる部分休業に係る子について、特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として知事が定める者を含むこととする。

（第13条の2関係）

② 給与の減額の対象となる介護休暇に関し所要の規定の整理を行う。

（第13条の2関係）

③ 介護時間の承認を受けて勤務しない時間については給与を減額する。

（第13条の2関係）

(2) 企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部改正

（第2条による改正）

① 引用している児童福祉法の条項を改める。（第13条の2関係）

② その他所要の規定の整理を行う。（第13条の2関係）

3 施行期日

この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、2（2）は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の施行の日（同年4月1日）から施行する。

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>（給与の減額） 第十三条の二 略</p> <p>2 職員が次に掲げる休業、勤務の形態又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間（第三号に掲げる勤務の形態をしている職員にあつては、当該勤務の形態をしなかつたと仮定した場合の勤務時間からその者の勤務時間を減じて得た時間一時間）につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 部分休業（職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として知事が定める者を含む。）を養育するため一日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）</p> <p>五 介護休暇（職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他知事が定める者で負傷、疾病又は老齢により知事が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、知事が定めるところにより、</p>	<p>（給与の減額） 第十三条の二 略</p> <p>2 職員が次に掲げる休業、勤務の形態又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間（第三号に掲げる勤務の形態をしている職員にあつては、当該勤務の形態をしなかつたと仮定した場合の勤務時間からその者の勤務時間を減じて得た時間一時間）につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 部分休業（職員がその小学校就学の始期に達するまでの子</p> <p>を養育するため一日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）</p> <p>五 介護休暇（職員が 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他知事が定める者で負傷、疾病又は老齢により知事が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの</p> <p>の介護をするため</p>

<p>職員の出出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一 の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。） （内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）</p> <p>六 介護時間（職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一 の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）</p>	<p>勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）</p>
---	---

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部改正（第二条による改正）

<p style="text-align: center;">新</p> <p>（給与の減額） 第十三条の二 略</p> <p>2 職員が次に掲げる休業、勤務の形態又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間（第三号に掲げる勤務の形態をしている職員にあつては、当該勤務の形態をしなかつたと仮定した場合の勤務時間からその者の勤務時間を減じて得た時間一時間）につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 部分休業（職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十</p>	<p style="text-align: center;">旧</p> <p>（給与の減額） 第十三条の二 略</p> <p>2 職員が次に掲げる休業、勤務の形態又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間（第三号に掲げる勤務の形態をしている職員にあつては、当該勤務の形態をしなかつたと仮定した場合の勤務時間からその者の勤務時間を減じて得た時間一時間）につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 部分休業（職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十</p>
--	--

二年法律第六百六十四号) 第二十七条第一項第三号の規定により
同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委
託されている児童

その他これらに準ずる者として知事
が定める者を含む。)を養育するため一日の勤務時間の一部に
ついて勤務しないことをいう。)

五・六
略

二年法律第六百六十四号) 第二十七条第一項第三号の規定により
同法第六条の四第一項に規定する里親 である職員に委
託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親と

なることを希望している者その他これらに準ずる者として知事
が定める者を含む。)を養育するため一日の勤務時間の一部に
ついて勤務しないことをいう。)

五・六
略